

1. 貸付内容

| | |
|-----------|---|
| 融 資 限 度 額 | 3,000万円 (設備資金・運転資金・併用) (※1 分社化をしようとする法人は 2,500 万円) (※2 分社化ではない別会社を法人又は法人代表者が設立する場合は 2,500 万円) その他、東京信用保証協会の保証承諾に定めがある場合はその範囲内 (※1.2 の事業活動及び所在地は区内に限る) |
| 返 済 期 間 | 金融機関所定 |
| 利 率 | 金融機関所定 |
| 利子補給率及び期間 | 貸付利率の 3 分の 2 (上限 1.7%) 運転 3 年、設備 5 年、併用 4 年 |
| 信用保証料補助 | 運転資金……………信用保証料の 2 分の 1 (限度額は 50 万円) 設備・併用資金……………信用保証料の 3 分の 2 (限度額は 50 万円) |

2. 利用できる方

| 個 人 | 法 人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------------------|--------------------|------------------|--------------------|----------------------|---------------|---------------------|--|------|-----|-----|-----|---------|------|------|------|
| ①足立区内に 1 年以上継続して住所があること ②所定の税務申告をし、税の滞納がないこと | ①足立区内に主たる事務所(本店又は支店登記)が 1 年以上継続してあること ②所定の税務申告をし、税の滞納がないこと | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>③以下の要件を満たす「経営革新計画書」および「経営革新計画書(創業扱い)」(区所定様式)を作成し、区の中小企業相談員の承認を受けた者、又は、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の都知事の承認を受けた者</p> <p>※1.2 法人設立の場合は「経営革新計画書(創業扱い)」を作成し、次のイの要件は省略する</p> <p>ア. 次の a から g のいずれかに該当する事業を実施する 3～5 年の中・長期経営計画であること。</p> <table border="0"> <tr> <td>a 新たな製品・商品の開発又は生産</td> <td>b 商品の新たな生産・販売方法の導入</td> </tr> <tr> <td>c 新たなサービスの開発又は提供</td> <td>d サービスの新たな提供の方法の導入</td> </tr> <tr> <td>e 成長事業分野への進出(転業・多角化)</td> <td>f 新たな技術・設備の導入</td> </tr> <tr> <td>g IT 化の推進その他新たな事業活動</td> <td></td> </tr> </table> <p>イ. 経常利益の伸び率を計画期間に応じて次のとおり達成できる計画であること。</p> <table border="1"> <tr> <td>計画期間</td> <td>3 年</td> <td>4 年</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>経常利益伸び率</td> <td>3%以上</td> <td>4%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> </table> <p><経常利益伸び率の計算方法></p> $\frac{\text{経営革新計画終了時の経常利益} - \text{直近の決算における経常利益}}{\text{直近の決算における経常利益}} \times 100$ | | a 新たな製品・商品の開発又は生産 | b 商品の新たな生産・販売方法の導入 | c 新たなサービスの開発又は提供 | d サービスの新たな提供の方法の導入 | e 成長事業分野への進出(転業・多角化) | f 新たな技術・設備の導入 | g IT 化の推進その他新たな事業活動 | | 計画期間 | 3 年 | 4 年 | 5 年 | 経常利益伸び率 | 3%以上 | 4%以上 | 5%以上 |
| a 新たな製品・商品の開発又は生産 | b 商品の新たな生産・販売方法の導入 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| c 新たなサービスの開発又は提供 | d サービスの新たな提供の方法の導入 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| e 成長事業分野への進出(転業・多角化) | f 新たな技術・設備の導入 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| g IT 化の推進その他新たな事業活動 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画期間 | 3 年 | 4 年 | 5 年 | | | | | | | | | | | | | | |
| 経常利益伸び率 | 3%以上 | 4%以上 | 5%以上 | | | | | | | | | | | | | | |

3. 申込みに必要なもの

| 個 人 | 法 人 |
|---|---|
| ①申込書(実印の押印必要) | ①申込書(法人実印の押印必要) |
| ②納期到来分※1の区民税領収書、納税証明書※2 引落口座の通帳のうちいずれか1つ | ②法人都民税納税証明書(予定納税分含め納付全額が確認できる場合は領収書でも可) |
| ③確定申告書の控(最新一期分※3) | ③確定申告書(決算書)の控(最新一期分※3) |
| ④住民票(3ヶ月以内に発行のもの) | ④履歴事項全部証明書(3ヶ月以内に発行のもの) |
| <p>●区中小企業相談員の承認済みの「経営革新計画書」(又は都知事の経営革新計画承認書)</p> <p>●設備等の見積書(有効期限の記入があるもの)・カタログ</p> | |

※ 1 分割納付をしている場合は、分割前の税額と納期を基準にして納期到来分までの納付が済んでいることが必要です。
 ※ 2 区民税の納付確認の際、納税証明書だけでは確認できない場合があります。この場合納入通知書の提示が必要となります。
 ※ 3 電子申告の場合、税務署から受信メールが返信されます。印刷の上あわせてお持ちください。

経営革新資金融資申込みのながれ

【整理番号】 _____

| 項 目 | 場 所 | 持参するもの |
|---|---|---------------------------------------|
| 1 経営革新計画書等の書類受け取り 経営革新計画書の作成その他必要書類等の案内を受けます | 足立区役所南館4階 企業経営支援課相談・融資係 | 必要なし |
| 2 中小企業相談員との面接予約 電話にて面接の予約を行います。その際は整理番号とお名前をお伝えください。 | 足立区役所南館4階 企業経営支援課相談・融資係 3880-5486 | 【面接時間】 午前10:00 午後1:00 午後2:30 |
| 3 中小企業相談員との面接（要予約） 経営革新計画書の確認、融資のための条件整備の確認及び経営全般にわたる助言指導を受けます | 足立区役所南館4階 企業経営支援課相談・融資係 | ・計画書（記入済） 確定申告書、見積書、 契約書、資格証明書等 |
| 4 融資あっせん申込 区窓口にて融資あっせんの申請及び紹介書の交付を受けます | 取扱金融機関（区と契約している金融機関）から選択します 別途、取扱金融機関一覧参照 | ※表面「3. 申込みに必要なもの」に記載されている書類 |
| 5 融資申込 金融機関にて融資及び信用保証の申込を行います | 取扱金融機関 | ・区の融資紹介書、申込書 ・その他 金融機関にお尋ねください |
| 6 信用保証協会の審査 保証協会が保証の可否を審査します 必要な場合は実態調査にお伺いします | 足立区千住仲町40-10（2階） 東京信用保証協会千住支店 3888-7231 | |
| 7 融資の決定 金融機関から融資の可否及び実行の内容等の連絡があります | 取扱金融機関 | |
| 8 融資の実行 金融機関と金銭消費貸借契約書の締結により融資が実行されます | 取扱金融機関 | |
| 9 信用保証料及び利子補給の補助申請 あっせん申込の際に、金融機関に委任していただきます | 取扱金融機関 | |

※金融機関、信用保証協会では区とは別に必要な書類があります。

問合せ・申込先 足立区 企業経営支援課
相談・融資係（足立区役所南館4階）
電話 3880-5486（直通）